

泉大津市社会福祉協議会では

「成年後見制度」についてのご相談をお受けしています

泉大津市社会福祉協議会は、「法人後見事業」や「日常生活自立支援事業」を行い、「地域で安心して暮らせる」お手伝いをする相談窓口です。

- **成年後見制度利用支援**
成年後見制度についての相談、助言、情報提供、申立て手続き支援を行います。
- **法人後見事業**
泉大津市社会福祉協議会が、成年後見人等に就任し、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方を支援します。
- **権利擁護セミナー**
権利擁護に関する研修会を開催します。
- **日常生活自立支援事業**
泉大津市社会福祉協議会が、契約に基づき判断能力が不十分な方に、日常生活を送るために必要な福祉サービスの利用援助や日常金銭管理などを支援します。

相談無料
お気軽にどうぞ



判断能力が不十分な方の
権利や財産を
守ります



日常生活自立支援事業

法人後見事業 (成年後見制度)

相談無料
お気軽にどうぞ

2つの柱でサポートします!



社会福祉法人
泉大津市社会福祉協議会
地域総務課

電話 (0725) 20-0071



泉大津市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ハートちゃん

問い合わせ先



社会福祉法人
泉大津市社会福祉協議会
地域総務課

〒595-0026
泉大津市東雲町9番15号 (市役所
市立総合福祉センター内 (北隣り))

電話 0725-20-0071

FAX 0725-23-1394

受付時間 午前8時45分～午後5時15分
(土・日・祝・年末年始を除く)

URL ● <http://www.syakyou.or.jp>

泉大津市社会福祉協議会
(泉大津市立総合福祉センター内)
泉大津駅から徒歩約7分

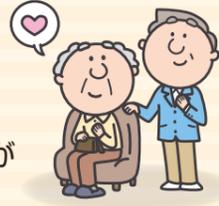


日常生活自立支援事業

判断能力に不安があるため、福祉サービスの利用手続きや預貯金の管理などに困っている方が、安心して暮らせるように、「福祉サービスの利用手続き」「預貯金や大切な書類の管理」などをお手伝いします。

● 利用できる方

泉大津市内にお住いの方で何らかの理由で判断能力に支障や不安のある方で、この事業の契約を自分で決めることができる方



※市内の病院に入院されている方、施設に入所されている方も利用できます。

● サービスの内容

福祉サービスの利用援助サービス

- 利用できるサービスがわからない
- 利用手続きが難しい など

日常的金銭管理サービス

- 自分で預貯金を引き出すのが難しい
- 生活費が計画的に使えない など

通帳・証書等預かりサービス

- 通帳やはんこ、証書などをどこに置いたか忘れてしまい、管理が難しい など

● サービス開始までの流れ（相談無料 ※サービス利用時は利用料が必要です）

相談

まずは泉大津市社会福祉協議会へご相談ください
電話 (0725) 20-0071

調査・申し込み

専門員がご自宅に訪問し制度について詳しい説明をします

支援計画の作成

サービスの利用について一緒に計画を立てます

契約

本人と泉大津市社会福祉協議会で契約を結びます

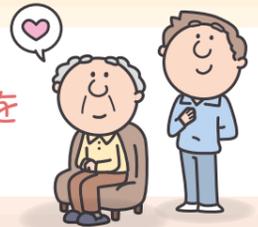
サービス利用の開始

生活支援員がサービスを提供し、利用料金をいただきます。また、必要に応じて、支援計画の見直しを行います



成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方の財産管理や施設入所契約等の法律行為を本人に代わって成年後見人等が行い、本人を保護、支援する制度です。



● 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

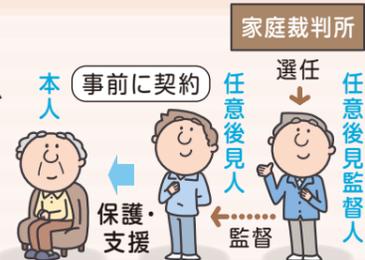
法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方を対象に、「財産管理」や「生活に関わる契約」を成年後見人等が行い、本人を支援します。本人の判断能力の程度により、3つの類型に分けられます。

類型	後見	保佐	補助
判断能力	ほとんど判断することができない	著しく不十分	不十分
同意権・取消権の範囲	すべての法律行為（日常生活にすることを除く） 本人の同意/不要	民法13条1項に定める法律行為 本人の同意/不要	民法13条1項に定める法律行為の一部 本人の同意/必要
代理権の範囲	すべての法律行為 本人の同意/不要	申立の範囲内で家庭裁判所が定める法律行為 本人の同意/必要	

※同意権・取消権…成年後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取り消すことができます。ただし、本人が行った日常的な買い物などは取り消されることはありません。

※代理権…成年後見人等が本人に代わって法律行為を行うことができます。



任意後見制度

将来、自分の判断能力が衰えた時に備えて、「支援してもらいたいこと」と「支援をしてくれる人(任意後見人)」をあらかじめ【契約】で決めておく制度です。

法定後見制度

後見

(申立て)

保佐

申立てには本人の同意が必要

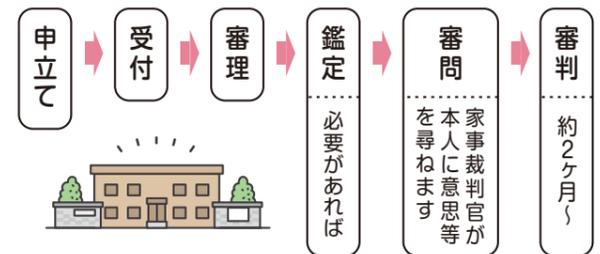
補助

申立てには本人の同意が必要

〔申立先〕……家庭裁判所

- 申立できる人…本人、配偶者、四親等以内の親族、市区町村長 など
- 必要なもの…申立書、戸籍謄本、住民票、診断書、収入印紙、郵便切手 など
- 費用…申立手数料、登記手数料、通信費、鑑定費(必要があれば)

● 家庭裁判所 — 申立て～審判までの流れ



成年後見人

日常生活に関する行為を除く、すべての法律行為を本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。

保佐人

重要な法律行為に同意したり、取り消したりするほか、申立時に選んだ特定法律行為を本人に代わって行い、本人を支援します。

補助人

重要な法律行為の一部に同意したり、取り消したりするほか、申立時に選んだ特定行為を本人に代わって行い、本人を支援します。

任意後見制度

事前に

判断能力があるうちに任意後見人と公証役場で任意後見契約を結びます ※費用必要

判断能力が低下したら…

任意後見監督人の選任を申立て

- 申立できる人…任意後見受任者、本人、配偶者、四親等以内の親族

任意後見人

家庭裁判所によって選任された任意後見監督人の監督の下で、任意後見契約であらかじめ決めておいた財産管理や法律行為を本人に代わって行います。